

随意契約に付する理由書

工 事 名 : 大阪府営堺三原台第2期住宅(建て替え)外構整備工事

本工事は、現在施工中の大阪府営堺三原台第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第3工区)(その2)に隣接する外構ならびに団地内通路の部分的な整備を行うものです。

本住宅の建替事業では、約1,000戸の住宅を2期に分けて建て替える計画としており、移転計画の関係から仮設駐車場等を第1期エリアに暫定的に整備を行っています。

これらの暫定整備部分については、第2期住宅完了後に最終整備を行いますが、この最終整備エリアは既存の団地内通路の一部と干渉しています。既存の団地内通路については、第2期住宅完成後に開発道路として本府が整備を行う必要がありますが、これらは近接地での近畿大学附属病院移転事業(以下、「近大工事」という。)の工事用進入路としても使用されることとなります。

今回、令和4年4月以降から近大工事が着手されることが示されたことから、近大工事が本格的に開始されるまでの間に開発道路の一部を先行して整備を行わなければ、既存の団地内通路の切替が困難になるとともに、府営住宅の入居者の安全確保や最終整備工事に大きな影響が生じます。

本工事については、既存の団地内通路を第2期工事の工事用進入路として使用していることや、第1期エリアの最終整備工事との取合いの関係が生じることから、最終整備工事に隣接する第3工区の受注者以外の施工となれば、作業ヤードの確保ならびに工程調整が困難となります。

そのため、下記の受注者へ発注することにより、工期の短縮及び経費の節減が図れるとともに、仮設ヤードの確保や工事用進入路の切り替え調整も円滑に行えます。

以上のことから、住宅まちづくり部競争入札審査会・建築部会に諮り了承を得た、新築工事の受注者である株式会社シマより見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

記

工 事 名 称 : 大阪府営堺三原台第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第3工区)(その2)

受 注 者 : 株式会社シマ

工 事 期 間 : 令和2年3月25日～令和4年3月15日

請負代金額 : ￥1,107,579,000-